

PayPay オンライン決済サービス利用規約

この「PayPay オンライン決済サービス利用規約」（以下、「PayPay オンライン決済規約」といいます。）は、「VeriTrans 収納代行サービス利用基本規約」（以下、PayPay オンライン決済規約においては「基本規約」といいます。）に基づき乙が提供する PayPay オンライン決済サービスを甲が利用する場合に限り、基本規約に追加して適用されます。なお、PayPay オンライン決済規約で使用する用語の意味は、同規約に別段の定めがある場合を除き、基本規約における定義に従うものとします。

第1条（用語の定義）

1. PayPay オンライン決済規約における、基本規約第1条（用語の定義）第9号の決済事業者とは、乙が甲の代理人として、PayPay オンライン決済サービスに関する業務を行うことを定めた契約（以下、「PayPay 決済業務契約」といいます。）を乙と締結した PayPay 株式会社（以下、「PayPay」といいます。）をいうものとします。
2. PayPay オンライン決済規約における次の用語は、以下の意味を有するものとします。
 - (1) 「PayPay オンライン決済サービス」とは、PayPay が乙を通じて提供する、第2号に定める加盟店と第8号に定める顧客との間の取引の代金を、当該顧客が PayPay にあらかじめ登録した情報または都度入力する情報を用いて決済を行うサービス（その他 PayPay の提供するサービスおよび機能も含まれます）をいいます。
 - (2) 「加盟店」とは、PayPay 所定の規約を承認のうえ、PayPay オンライン決済サービスの利用を申し込み、PayPay がこれを承諾した者であって、商品等の販売を行い、当該販売に係る代金の決済に PayPay オンライン決済サービスを利用する者をいいます。
 - (3) 「本件システム」とは、乙が提供する、加盟店がオンライン上で PayPay オンライン決済サービスを利用することを可能とするシステムをいいます。
 - (4) 「代金決済システム」とは、PayPay オンライン決済サービスの提供のために PayPay が運用するシステムをいいます。
 - (5) 「加盟店情報」とは、PayPay の指定する ID、パスワードその他 PayPay オンライン決済サービスを利用するために必要な加盟店に関する情報をいいます。
 - (6) 「決済関連情報」とは、PayPay オンライン決済サービスにより決済された額、件数、決済の履歴および PayPay が加盟店に対してカード関連情報（PayPay ユーザーのカード番号、カードの有効期限、カードのセキュリティコードまたはカード会社に登録された PayPay ユーザーの氏名、電話番号など、カードを利用するために必要な情報）に代えて提供するコードなどの決済に関連する情報をいいます。
 - (7) 「商品等」とは、加盟店が販売する商品もしくは権利または提供する役務をいいます。
 - (8) 「顧客」とは、PayPay 所定の規約に同意し、PayPay より、商品等の取引に係る代金の決済に PayPay オンライン決済サービスを利用することを認められた者をいいます。
 - (9) 「商品等代金」とは、加盟店と顧客との商品等の取引に係る決済代金額をいいます。
 - (10) 「注文関連情報」とは、PayPay オンライン決済サービスにより決済された商品等の金額その他の注文に関連する情報をいいます。
 - (11) 「加盟店契約」とは、PayPay オンライン決済サービスの利用に関し、PayPay が定める契約条件に基づき PayPay と加盟店の間で締結する契約をいいます。
 - (12) 「運用ガイドライン」とは、代金決済システムの利用に係り PayPay が別途指示・指定するサービスガイドライン、仕様書などのマニュアル類の総称をいいます。
 - (13) 「SBPS」とは、SB ペイメントサービス株式会社をいいます。
 - (14) 「本 API」とは、代金決済システムと本件システムを連携させるための SBPS が提供する API をいいます。
3. PayPay オンライン決済規約において、特に規約名の指定無く単に条項番号を指定するときは、PayPay オンライン決済規約における条項番号を指定しているものとします。

第2条（導入支援）

1. 加盟店になることを希望する者（以下、「加盟店希望者」といいます。）は、次の各号に定める事項がその利用条

件であることに異議なく同意します。

(1) PayPay オンライン決済サービスの利用にあたっては、PayPay 所定の以下のすべての規約等に同意し、PayPay との間で加盟店契約を締結・遵守する必要があること（PayPay の審査の結果により、加盟店契約が締結できない場合があることを含みます）。

- ① PayPay 加盟店規約（オンライン決済用）
- ② PayPay オンライン決済に関する API 利用特約
- ③ PayPay 残高加盟店規約（オンライン決済用）
- ④ PayPay for Business 利用規約（オンライン決済用）
- ⑤ あと払い加盟店約款（オンライン決済用）
- ⑥ PayPay データ利用特約
- ⑦ 商品等代金の支払いに関する特約
- ⑧ 前払いサービスの取扱いに関する特約
- ⑨ PayPay 重要事項説明書（オンライン版）
- ⑩ その他 PayPay が乙に提供する規約等

※規約掲載ページ

- ①から⑧まで <https://about.paypay.ne.jp/terms/>
- ⑨ https://about.paypay.ne.jp/docs/terms/paypay-online-important/?_ga=2.100573078.929447009.1710223040-500723805.1710223040
- ⑩ 都度、乙より通知

(2) PayPay が加盟店情報、決済関連情報および注文関連情報を乙に開示提供すること。

(3) 決済関連情報および注文関連情報は、乙が加盟店に提供すること。

(4) PayPay が提供する PayPay オンライン決済サービス機能の一部を加盟店が使用できない場合があること。

(5) PayPay 決済業務契約が終了したときは、加盟店が PayPay の利用を継続できなくなる場合があること。

2. 乙は、PayPay 所定の方法により加盟店希望者から加盟店契約の申込みを受け付け、PayPay に対し PayPay 所定の方法で当該申込みに係るデータを提出することにより、加盟店希望者に代わって加盟店契約の申込みを行うものとし、また、加盟店希望者は、PayPay が必要と判断した書類等（許認可を得ていることを証する書類の写しを含むがこれらに限られません）を求めた場合は、速やかに当該書類等を、乙を通じて PayPay に提出するものとし、
3. 乙は、加盟店希望者から提出された前項に定める書類等と加盟店希望者が加盟店契約の申込フォームに記入した情報との整合性を確認し PayPay に報告するものとし、
4. PayPay は PayPay オンライン決済サービスの利用を申し込んだ加盟店希望者を審査し、PayPay オンライン決済サービスの利用を認める加盟店希望者に係る加盟店情報を PayPay 所定の方法で乙を通じて当該加盟店希望者に開示するものとし、このときに、PayPay と当該加盟店希望者との間で加盟店契約が成立するものとし、
5. 乙は、PayPay から前項に定める新規の加盟店情報を受領したときは、加盟店に注文関連情報および決済関連情報を提供するために必要な設定および登録（以下、本条において「設定等」といいます。）を行い、または、加盟店に設定等を行わせるものとし、加盟店は、乙が行う設定等に協力し、または、自ら設定等を行うものとし、
6. 乙は、本条に従って PayPay に提供した加盟店および商品等の情報に追加、変更がある場合には、加盟店を代理して PayPay に届け出るものとし、
7. 乙は、PayPay オンライン決済サービスに関する加盟店希望者から PayPay への問い合わせを受け付け、PayPay へ報告し、当該問い合わせに対する PayPay の回答を当該加盟店希望者に通知するといった問い合わせに対する一連の対応を行うものとし、

第3条（包括代理権の授権）

1. 甲は、PayPay オンライン決済サービスの利用を申し込む場合には、以下のすべての事項について、乙が甲を包括的に代理する権限を授権することに同意するものとし、

(1) PayPay に対する、PayPay オンライン決済サービス利用の申込み行為

- (2) PayPay との加盟店契約およびこれに付随する一切の覚書等の締結
 - (3) PayPay に対する一切の各種届出、報告、申請行為
 - (4) PayPay に対する売上請求および売上請求の取消請求に関する一切の事項
 - (5) PayPay オンライン決済サービスにより決済された商品等代金の受領に関する一切の事項
 - (6) PayPay との加盟店契約に基づき加盟店が PayPay に支払う手数料の支払に関する一切の事項
 - (7) PayPay に対する一切の通知、審査依頼および同社からの通知の受領
 - (8) その他、加盟店が PayPay オンライン決済サービスを利用するために必要な一切の行為
 - (9) その他、別途加盟店および乙が合意した事項
2. 加盟店は、本契約の有効期間中、乙の書面による事前の同意なく、加盟店が乙に授与した包括代理権の全部または一部を撤回することはできないものとします。
 3. 加盟店は、加盟店が乙に対して包括代理権を授与した範囲内の行為については、乙が加盟店の代理人として適切な行為を行わない場合等合理的な理由がある場合を除き、すべて乙が行い、加盟店は本人としてかかる行為を行わないことに合意するものとします。
 4. 加盟店は、前項にかかわらず、PayPay が加盟店または乙のいずれに対しても、加盟店契約の当事者としての PayPay の行為を行うことができることに合意するものとします。

第4条（商品等代金の支払い）

1. 乙は、PayPay が加盟店に対して支払義務を負う商品等代金（PayPay が加盟店に対して商品等代金の支払いを留保または拒絶した場合の商品等代金は含みません）から加盟店が PayPay に支払うべき手数料等を控除した金額を、加盟店より付与された代理受領権限に基づき PayPay より收受し、加盟店に支払うものとします。
2. PayPay の加盟店に対する商品等代金の支払義務は、前項に基づく乙への支払いをもって免責されるものとします。

第5条（商品等代金の返還）

1. PayPay は、前条（商品等代金の支払い）に基づく乙への商品等代金の支払い後、加盟店契約に基づき加盟店に対して商品等代金の返還を請求する場合、直ちに乙にその旨を通知するものとします。
2. 乙は、前項に定める通知を受けた場合、前条（商品等代金の支払い）に基づき PayPay から支払われた商品等代金につき、加盟店に支払い前の場合は当該支払いを中止し、既に加盟店に支払い後の場合は加盟店に返還を求めるものとします。この場合において、加盟店は、当該商品等代金の支払いが中止されることを予め承諾するとともに、乙から当該商品等代金の返還を求められたときは直ちに返還するものとします。
3. 乙は、PayPay が加盟店より返還を受けるべき商品等代金相当額を、PayPay に立替払いするものとし、PayPay は前条（商品等代金の支払い）に定める乙への支払金額から控除して精算することができるものとします。

第6条（加盟店への注文関連情報および決済関連情報の提供業務）

1. PayPay は、乙に対して、本件システム、本 API および代金決済システムとの連携を実現するため、PayPay オンライン決済規約および運用ガイドラインに定める条件に従って PayPay オンライン決済サービスおよび代金決済システムを提供するものとします。
2. 乙は、PayPay オンライン決済規約および運用ガイドラインに従い、本件システムと本 API を接続して注文関連情報および決済関連情報に関するデータ等の送受信を行い、本件システムの稼働を管理するものとします。
3. 乙は、PayPay オンライン決済規約および運用ガイドラインに従い、本 API を介してから注文関連情報および決済関連情報等を取得し、加盟店に対して当該注文関連情報および決済関連情報等を提供するものとします。
4. 前項のほか、乙は、加盟店から注文関連情報および決済関連情報等を提供するよう要請があった場合には、当該要請に応じるものとします。

第7条（加盟店に対する連絡業務）

1. 乙は、PayPay が指示した場合、PayPay に代わって、PayPay が指定する PayPay オンライン決済サービスに関する事項を加盟店へ通知するものとします。なお、この場合でも PayPay が加盟店に直接連絡することは妨げられないものとします。

2. 乙は、PayPay が指示した場合、PayPay に代わって、加盟店情報の変更通知等、PayPay が PayPay オンライン決済サービスに関し加盟店に提出を求めた書類等を回収し、PayPay に提出するものとします。
3. 乙は、PayPay オンライン決済サービスに関する加盟店から PayPay への問い合わせを受け付け、PayPay へ報告し、当該問い合わせに対する PayPay の回答を当該加盟店に通知するものとします。

第8条（加盟店の管理等）

1. 加盟店は、法令等、加盟店契約その他 PayPay オンライン決済サービスを取扱うにあたり PayPay が定めるガイドライン等（第2条（導入支援）第1項第1号に掲げる規約等を含みます）を遵守するものとします。
2. 乙は、前項に定める目的のために必要と判断した場合または PayPay から要請があった場合には、加盟店に対し、業務の改善や指導を行うものとし、加盟店は、当該改善等に応じるものとします。
3. 加盟店は、PayPay が乙または加盟店に対し、業務内容、加盟店による PayPay オンライン決済サービスの利用状況、商品等の内容、決済関連情報または注文関連情報等、PayPay が必要と認めた事項に関して調査、報告または資料の提示（以下、「調査等」といいます。）を実施する場合、PayPay が乙に対して実施する調査等に乙が応じるために必要な協力を行い、または PayPay が加盟店に対して実施する調査等に応じるものとします。
4. 加盟店は、加盟店契約に違反し、または、加盟店の責めに帰すべき事由により、顧客、PayPay または第三者に損害等を生じさせた場合には、当該損害等を賠償する責任を負うものとします。

第9条（販促関連）

1. 乙は、PayPay または PayPay が加盟店その他の第三者をして実施する PayPay オンライン決済サービスの利用促進にかかるキャンペーン等の販促活動に協力するものとします。
2. 加盟店は、PayPay が加盟店に対し、販促活動に関する諸連絡、販促活動に必要な PayPay for Business 等の各種ツール、グッズその他各種広告宣伝物等の案内または提供を、乙を介することなく直接行うことをあらかじめ承諾するものとします。また、PayPay は、加盟店の PayPay オンライン決済サービス利用の利便性を向上するために必要がある場合も、利便性向上に資する PayPay オンライン決済サービスの機能およびサービスを加盟店に直接案内または提供するものとします。
3. 前項にかかわらず、乙は、PayPay が PayPay オンライン決済サービスの販促活動を実施するに際して、PayPay が要請したときは、当該販促活動の実施に関連して PayPay が指定する連絡事項の加盟店への通知、または、加盟店への確認事項の確認および確認結果の集計（加盟店に対するキャンペーン参加可否の集計を含むが、これに限られない。）を行うものとし、加盟店はこれに協力するものとします。

第10条（PayPay の利用停止）

1. PayPay は、加盟店契約が終了したときまたは PayPay が加盟店による PayPay オンライン決済サービスの利用を停止したときは、直ちに乙にその旨を通知するものとします。
2. 乙は、本契約が終了したときまたは乙が加盟店による PayPay オンライン決済サービスの利用を停止したときは、直ちに PayPay にその旨を通知するものとします。
3. 乙は、PayPay から第1項に定める通知を受領したときまたは第2項に該当したときは、速やかに加盟店に対する注文関連情報および決済関連情報等の提供を停止し、加盟店による PayPay オンライン決済サービスの利用終了または停止に係り必要な設定および登録を行うものとします。この場合において、加盟店は、当該必要な設定および登録に協力するものとします。

第11条（目的外利用の禁止）

加盟店は、PayPay オンライン決済サービスに係る PayPay 所定の一部の機能およびサービスについては利用してはならず、また、加盟店による PayPay オンライン決済サービスの利用を可能にするための業務であって本契約に定めるものの履行以外の目的においても PayPay オンライン決済サービスの各種機能、代金決済システムならびに注文関連情報および決済関連情報を利用してはならないものとします。

第12条（本件システムの準備、運用、改修等）

1. 乙は、自己の責任と費用負担で本件システムを用意し、本件システム運用に必要な諸設定を行うものとし、
（諸設定には、別途 PayPay および乙間で定める PayPay オンライン決済サービスの不正利用を防ぐための措置も
含まれます）。
2. PayPay は、PayPay オンライン決済サービスの提供のために PayPay が必要と判断する範囲に限り、いつでも、バ
ージョンアップ、不具合の修正、改良等、代金決済システムの機能の内容および仕様を変更することができるも
のとし、
3. 乙は、PayPay が社会情勢の変化その他の事情を勘案して新たな不正利用防止措置等をとる必要があると判断し
た場合、加盟店に対し新たな不正利用防止措置等を講じることを求めることができるものとし、この場合、
加盟店は可能な限り速やかにこれに応じるものとし、

第13条（サービス運営責任）

1. PayPay は、PayPay オンライン決済サービス（ただし、本件システムに関連する部分は除きます）に関連する顧
客、加盟店その他の第三者からの問い合わせ、苦情、紛争等を、自己の費用と責任で対応するものとし、た
だし、加盟店または乙の責に帰すべき事由によるものであるときはこの限りではありません。
2. 乙は、本件システムを介して提供される PayPay オンライン決済サービスに関連する顧客、加盟店その他の第三
者からの問い合わせ、苦情、紛争等を、自己の費用と責任で対応するものとし、ただし、PayPay または加
盟店の責に帰すべき事由によるものであるときはこの限りではありません。
3. 前二項の場合において、顧客、加盟店その他の第三者からの問い合わせ、苦情、紛争等が加盟店の責めに帰すべ
き事由によるものであるときは、加盟店が自己の費用と責任で対応するものとし、

第14条（不可抗力免責）

天災地変、戦争、内乱、暴動、停電、通信設備の事故、通信事業者の役務提供の停止または緊急メンテナンスの実
施、内外法令の制定・改廃、公権力による命令・処分・指導その他 PayPay および乙の責に帰することのできない事
由により本契約の全部または一部を履行できなかった場合、PayPay および乙はその履行できなかった範囲で責任を負
わず、本契約上の義務を免除されるものとし、

第15条（PayPay オンライン決済サービスの一時停止等）

1. PayPay は、次の各号の一に該当する事由が発生した場合、加盟店および乙に対し何らの通知なく、PayPay オン
ライン決済サービスを停止することができるものとし、ただし、定期点検、保守など加盟店または乙への通
知が可能な場合は、これを行うよう努めるものとし、
 - (1) PayPay のサーバ等のシステムの定期点検、保守、システムの設置場所の保守その他管理上やむを得ない場
合
 - (2) 非常事態の発生により通信需要が著しく増加する等のため、緊急を要する事項を優先的に取り扱う必要が
あると PayPay が判断した場合
 - (3) 前二号に定める他、PayPay の実施しているサービス（PayPay オンライン決済サービスに限定されない）の
運用上または技術上 PayPay が必要と判断した場合
 - (4) PayPay オンライン決済サービスの不正利用が発生した、または発生するおそれがある等の事情により、当
該不正利用を防止するために必要と判断した場合
2. 前項各号の事由により、PayPay オンライン決済サービスを停止した場合、PayPay は、当該停止に基づいて発生
した一切の損害について免責されるものとし、ただし、PayPay の責に帰すべき事由による損害について
は、この限りではありません。
3. 乙は、PayPay に対して事前または事後遅滞なく通知した場合、本件システムを停止することができるものとし
ます。この場合、乙は当該停止に基づいて発生した一切の損害について免責されるものとし、ただし、乙の
責に帰すべき事由による損害については、この限りではありません。

第16条（加盟店の情報管理）

1. 加盟店は、PayPay および加盟店がそれぞれ顧客から注文関連情報を取得することを確認します。

2. 加盟店は、注文関連情報および決済関連情報のほか、顧客の個人情報等（個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）に定める個人情報ならびにPayPay ID、メールアドレス、通信ログおよびクッキー情報等をいう。以下同じ）を取り扱うにあたり、顧客のプライバシーの保護に十分注意し、顧客のプライバシーを確保するために必要なセキュリティ保護を行い、第三者に注文関連情報および決済関連情報を開示または漏えいしてはならないものとします。
3. 加盟店は、法令および監督官庁のガイドラインに従い個人情報等を厳重に管理するものとします。
4. 加盟店は、注文関連情報および決済関連情報が第三者に漏洩した場合は、直ちに乙に報告し、かつ、自己の費用と責任で漏えいによる損害の発生および拡大を最小限に留めるために必要な措置を講じたうえで、自己の費用と責任で顧客その他の第三者に生じた損害の補償などの対処を実施するものとします。この場合において、加盟店は、損害の発生および拡大を最小限に留めるために必要な措置を講じた場合、その内容を乙に書面で報告するものとします。
5. 加盟店は、PayPay 商品券のサービスを利用する場合、当該サービスの利用申し込みをもって、以下第1号に掲げる情報を、以下第2号記載の目的で、PayPay またはPayPay が連携したふるさと納税ポータルサイト運営会社が以下第3号に掲げる情報連絡先に連携することに同意したものとします。
 - (1) 連携する情報
 - ・屋号/店舗名
 - ・店舗住所
 - ・店舗電話番号
 - ・法人番号（法人の場合）
 - ・加盟店審査時にPayPay が付与した業種情報
 - (2) 情報を連携する目的
 - ・自治体等によるキャンペーン対象店舗の選定
 - ・PayPay 商品券利用可能店舗の選定
 - ・自治体等による加盟店への問い合わせ等のための情報管理
 - ・自治体等、またはふるさと納税ポータルサイト運営会社のホームページ等への加盟店情報の掲示
 - ・販売促進ツール等の配送
 - (3) 情報連携先
 - ・キャンペーン、PayPay 商品券を実施または発行する自治体等
 - ・キャンペーン、PayPay 商品券の実施または発行にあたって自治体等が指定した外部組織（商工会・広告代理店・イベント企画会社等）
 - ・ふるさと納税ポータルサイト運営会社
6. 本条の規定は、本契約終了後も有効に存続するものとします。

(以下余白)

【規約制定】2020年5月27日

【規約改定】2022年5月30日

【規約改定】2023年6月28日

【規約改定】2023年8月23日

【規約改定】2024年7月12日